

## 議案第164号

### 大阪市財産条例の一部を改正する条例案

大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「時価の1,000分の5以上」を「土地の位置、形状及び利用状況を考慮して財産管理者が定める基準により算定した1平方メートル当たりの土地の単価に使用許可を受けた面積を乗じて得た額に、1,000分の2.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同項第2号中「時価の1,000分の6」を「第24条に規定する財産台帳に記載された建物の価格並びに建物の耐用年数、建築後の物価の変動及び経過年数（建物の一部の使用許可を受けた場合にあつては、これらの事項並びにその部分の存する位置、用途及び面積）を考慮して財産管理者が定める基準により算定した額に1,000分の6を乗じて得た額」に、「以上」を「（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号並びに前項」に、「よる」を「よる額とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 土地又は建物若しくは建物の一部（以下土地等という。）の使用許可を受けた者が当該使用許可（以下従前の使用許可という。）の期間の満了後に引き続き当該土地等と同一の土地等の使用許可（以下新たな使用許可という。）を受けた場合において、前項第1号及び第2号に定めるところにより算定した使用料の額（以下新規算定額という。）と従前の使用許可に係る使用料の額（以下従前使用料額という。）が異なるときにおける新たな使用許可に係る使用料の額は、これらの規定にかかわらず、新規算定額と従前使用料額のいずれか高い額（以下新規基準額という。）とする。ただし、財産管理者が新規基準額により難い特別の理由があると認めるときは、新たな使用許可に係る使用料の額は、新規算定額と従前使用料額のいずれか低い額から新規基準額ま

での範囲内において財産管理者が定める額とする。

第10条第2項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市財産条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の期間が開始する地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料について適用し、同日前に許可の期間が開始した同項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

行政財産の目的外使用に係る使用料の算定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市財産条例 (抄)

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者は、次の区分により使用料を納付しなければならない。

(1) 土地

1月につき、時価の1,000分の5以上  
土地の位置、形状及び利用状況を考慮して財産管理者が定める基準

により算定した1平方メートル当たりの土地の単価に使用許可を受けた面積を乗

じて得た額に、1,000分の2.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた額)

(2) 建物

1月につき、時価の  
第24条に規定する財産台帳に記載された建物の価格並びに建物の

耐用年数、建築後の物価の変動及び経過年数(建物の一部の使用許可を受けた場合

にあつては、これらの事項並びにその部分の存する位置、用途及び面積)を考慮し

1,000分の6を乗じて得た額と当該  
て財産管理者が定める基準により算定した額に

建物又はその部分に係る土地使用料相当額との合算額以上  
(その額に1円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てた額)

(3) 省 略

2 土地又は建物若しくは建物の一部（以下土地等という。）の使用許可を受けた者が当該使用許可（以下従前の使用許可という。）の期間の満了後に引き続き当該土地等と同一の土地等の使用許可（以下新たな使用許可という。）を受けた場合において、前項第1号及び第2号に定めるところにより算定した使用料の額（以下新規算定額という。）と従前の使用許可に係る使用料の額（以下従前使用料額という。）が異なるときにおける新たな使用許可に係る使用料の額は、これらの規定にかかわらず、新規算定額と従前使用料額のいずれか高い額（以下新規基準額という。）とする。ただし、財産管理者が新規基準額により難い特別の理由があると認めるときは、新たな使用許可に係る使用料の額は、新規算定額と従前使用料額のいずれか低い額から新規基準額までの範囲内において財産管理者が定める額とする。

2 次に掲げる場合における使用料については、前項 第1号及び第2号並びに前項  
3 第1項

の規定にかかわらず、財産管理者が定めるところによる。  
よる額とする。

(1)－(3) 省 略

3 省 略  
4

(貸付料)

第10条 省 略

2 第7条第3項の規定は、前項の貸付料について準用する。  
第4項